

菊陽町避難行動要支援者避難支援計画について

避難行動要支援者避難支援計画とは

災害による被害を最小限に食い止めるには、日頃からの防災意識と避難対策が不可欠です。特に、避難支援体制が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

避難行動要支援者避難支援計画は、要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児などの特に配慮を要する人）の避難支援の具体的な推進方法や平常時、災害時における関係機関等の役割などを定めた「全体計画」と、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定めた「個別避難計画」により構成されます。

災害発生時には、消防をはじめとする行政機関が、さまざまな公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。そのため菊陽町では、災害時に家族等からの支援を受けることが困難で、何らかの助けを必要とする方が、地域の中で安心して暮らすことができるようにするため、支援体制の整備を進めています。

1.避難行動要支援者「個別避難計画」作成までの流れ

（１）避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

具体的には次に掲げる方です。

- ア 75歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1以上の認定を受けている方
- イ 要介護3以上の認定を受けている方
- ウ 身体障がい者（肢体不自由・視覚・聴覚 1～2級）
- エ 知的障がい者（療育手帳A・B）
- オ 精神障がい者（1～2級）
- カ 内部障がい者（心臓・腎臓・呼吸器機能障害）
- キ 難病患者等
- ク その他 要配慮者等で本人が希望し、町が避難行動要支援者と認める方



(2) 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者のうち、避難支援を希望し、氏名、住所や避難行動要支援者の状況などの情報を避難支援等関係者に提供することに同意する方は、同意書（避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画・福祉票）を提出していただきます。

【避難支援等関係者】

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会で避難支援に携わる方
自主防災組織、消防団

(3) 「個別避難計画」の作成

同意をしていただいた方の具体的な避難支援方法等を記載した「個別避難計画」を策定していきます。



町と避難支援等関係者などと連携し、より安全で
確実な個別避難計画を策
定していきます



「個別避難計画」策定に必要な情報

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①避難時に配慮が必要な事項 | ④特記事項（普段いる部屋など） |
| ②同居家族等 | ⑤避難支援者 |
| ③緊急時の連絡先 | ⑥避難場所等情報 |

(4) 個人情報の取扱いについて

いただいた個人情報は、避難支援等関係者以外の外部には提供せず、町が適正に管理を行います。また、別の目的での情報の利用は行いません。

2.防災情報の伝達

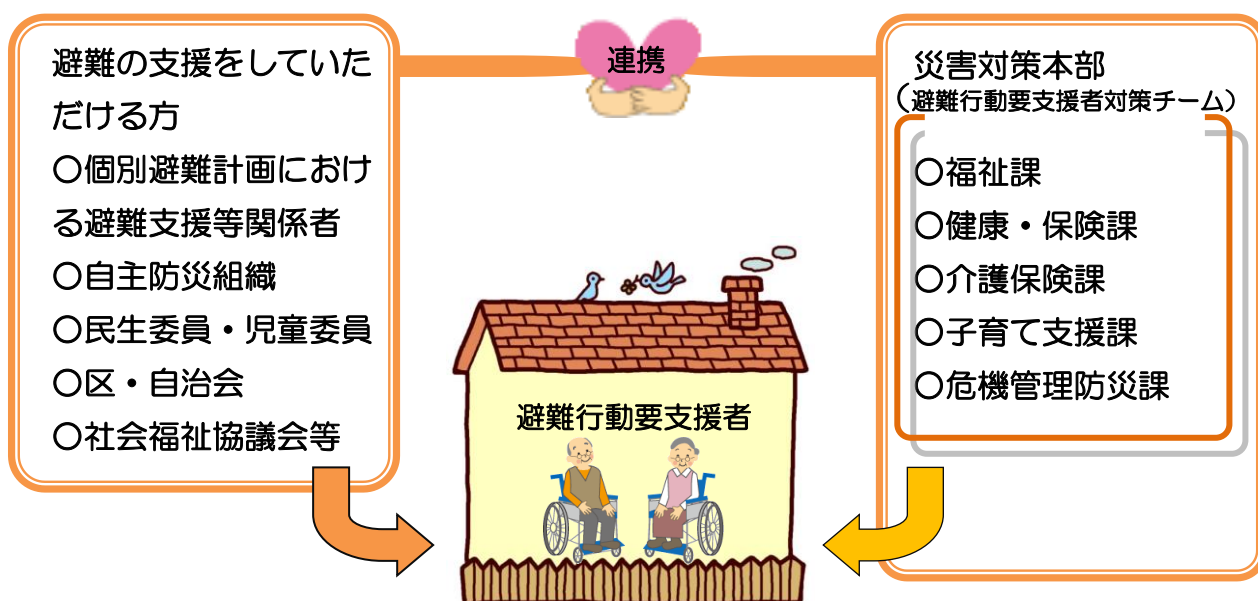
町は、災害予測時、災害発生時に様々な手段を使い、地域住民へ避難情報を伝達します。

防災情報の伝達手段

防災行政無線、ファクシミリ、広報車、消防団、
区、自主防災組織等による地域ぐるみの情報伝達（電話、直接の訪問）等

3. 安否確認・避難支援

避難支援等関係者は、町災害対策本部から避難準備情報が発令されるなど、避難行動要支援者の避難が必要な段階において、個別避難計画に基づく支援を実施します。



災害時には、避難の支援をしていただける方も被災者になることが考えられ、自らの安全を確保したうえで、可能な範囲で支援をしていただくものです。

避難行動要支援者避難支援における地域の役割

災害発生時には、交通網の寸断や通信手段の混乱などで、すぐには消防や警察などの救援が受けられない可能性があります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、日頃から地域で支え合うことが大切です。

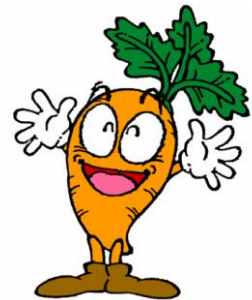
具体的には

日々の生活の中で、見守りや声かけなどを行うことにより住民同士の交流を図り、信頼関係を築き上げておくことが避難支援体制の礎となります。

いつ発生するかわからない災害に備え、避難行動要支援者名簿情報の提供への同意・個別避難計画の作成をお願いします。

お願い

いざという時には、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。
皆様のご協力をお願いします。



お問い合わせは

菊陽町 福祉課

〒869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL : 096-232-4913

FAX : 096-232-4923